

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区吉田本町		平成17 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は) 国立大学法人 京都大学 総長 尾池 和夫 電話 075 - 753			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	大学				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成17年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	当事業所は拡大途上にあるためエネルギー消費量は増加するが、環境負荷を削減するための方策を検討し、それを実行に移すことで、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に適合したエネルギー低減を図り、CO <sub>2</sub> 排出原単位での抑制をめざす。				
推進体制	省エネルギーを含む環境負荷削減に取り組む組織を設置し、計画策定、状況把握、計画実行を可能とする体制を構築する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	17~19	事業場全体	事業場の拡大によりエネルギー消費量の増加が予想されるが、環境負荷削減の実施によりエネルギー消費原単位の低減を目指す。		
	17~19	空調設備改修	既設空調機を高効率ヒートポンプ式空調機等に更新し省電力化を図る。		
	17~19	電気設備の改修	既設照明設備を高効率LED照明器具に更新及び既設変圧器の統廃合や高効率変圧器へ更新し省電力化を図る。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	91,883 t	95,287 t	3.7 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	2,917 t	2,917 t	0.0 %	
	排出合計	*1 94,800 t	*2 98,204 t	3.6 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t		
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t		
	削減量等合計		*3 0.0 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	94,800 t	*2-(*3)	98,204.0 t	3.6 %
特記事項	1. 吉田地区は毎年規模が拡大している。今後面積の増加は約20,000m <sup>2</sup> と予想され、改修工事(約69,000m <sup>2</sup> )に伴い、エネルギー消費量は増加するものと思われる。 2. 桂地区は平成15年9月に開所して以降、規模が拡大している途中にある。平成18年9月には新棟が稼働予定で、面積において約35,000m <sup>2</sup> 増加する。もともと当該地区は実験を主に行うので、平成18年度・19年度においてエネルギー消費量は確実に増加する。当該地区は建設時、大体の設備において高効率・省エネルギー型を導入しており、環境に配慮した構造となっている。平成17年度には省エネ型ではない設備を省エネ型に交換しており(照明のセンサー作動等)、今後も検討を続けてゆく。また、平成17年度において、環境負荷削減に関するコンサルティングを受け、18年度以降も同様のコンサルティングを受ける予定であり、これらの報告を元に、当該地区において更なる環境負荷削減の方策を検討・実施してゆく予定である。 3. 一部、再生可能な資源(紙)が焼却されているが、その割合は把握できておらず、組成を明らかにし、分別を検討すると同時に、適切なCO <sub>2</sub> 排出量を把握できるようにする。 4. 宇治地区は平成16年9月より総合研究実験棟(約11,200m <sup>2</sup> )が部分稼働を始め、平成17年4月には一部を除くほぼ全体が本格稼働した。そのため平成16年度(基準年度)と平成17年度の実績値を比較すると、この時点ですでに6.4%の増があった。したがって、ここからの削減努力となるため、平成19年度(目標年度)においても平成16年度(基準年度)と比較すれば+6.0%の増となる試算ではあるが、平成17年度と比較すれば△0.4%の削減となる予定である。 5. 本学では、CO <sub>2</sub> 排出係数の低い電気の使用に努めており、購入電力の全てを関西電力株式会社から購入している。その排出係数は0.356(平成16年度全日平均実績)であり、この排出係数を使用した場合、基準年度(実績)及び目標年度(計画)の排出量は平均で約4,200t-CO <sub>2</sub> 少なくなる。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。